

第10号議案

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年3月22日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の表教育総務課の部庶務係の項第四号中「任命、その他人事」を「任免その他の人事」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「、異議の申立て及び請願」を「及び審査請求」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号及び同項第十二号を削り、同項第十三号を同項第十号とし、同項第十四号から同項第十八号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十九号及び同項第二十号を削り、同項第二十一号を同項第十六号とし、同項第二十二号中「その他、他の部、課及び係」を「部内他の課及び課内他の係」に改め、同号を同項第十七号とし、同部経理教職員係の項第七号中「任免、服務その他人事」を「任免その他の人事」に改め、同項第九号中「文京区学校給食施設安全衛生委員会」を「文京区学校安全衛生委員会」に改める。

付 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

文京区教育局処務規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第六条 （略）</p> <p>（教育推進部各課及び係の分掌事務）</p> <p>第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>庶務係</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 職員（教育局職員及び教育センター、図書館その他の教育委員会の所管に属する教育機関の職員をいう。以下同じ。）の<u>任免その他の人事</u>に関すること。</p> <p><u>五～七</u> （略）</p> <p><u>八</u> 訴訟、請願、和解、調停及び審査請求に関すること。</p> <p><u>九</u> （略）</p> <p><u>十～十五</u> （略）</p> <p><u>十六</u> （略）</p> <p><u>十七</u> <u>部内他の課及び課内他の係</u>に属しないこと。</p> <p>経理教職員係</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 学校関係職員（学校に勤務する者のうち教職員を除く者をいう。以下同じ。）の<u>任免その他の人事</u>に関すること。</p> <p>八 （略）</p> <p>九 <u>文京区学校安全衛生委員会</u>に関すること。</p> <p>文化財保護係～課務担当主査 （略）</p> <p>学務課～児童青少年課 （略）</p> <p>第八条 （略）</p>	<p>第一条～第六条 （略）</p> <p>（教育推進部各課及び係の分掌事務）</p> <p>第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>庶務係</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 職員（教育局職員及び教育センター、図書館その他の教育委員会の所管に属する教育機関の職員をいう。以下同じ。）の<u>任命、その他人</u>事に関すること。</p> <p><u>五 職員の服務及び賞罰に関すること。</u></p> <p><u>六～八</u> （略）</p> <p><u>九</u> 訴訟、請願、和解、調停、<u>異議の申立て及び請願</u>に関すること。</p> <p><u>十</u> （略）</p> <p><u>十一 職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>十二 教育局安全衛生委員会に関すること。</u></p> <p><u>十三～十八</u> （略）</p> <p><u>十九 職員の福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>二十 職員の公務災害補償に関すること。</u></p> <p><u>二十一</u> （略）</p> <p><u>二十二</u> <u>その他、他の部、課及び係</u>に属しないこと。</p> <p>経理教職員係</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 学校関係職員（学校に勤務する者のうち教職員を除く者をいう。以下同じ。）の<u>任免、服務その他の人事</u>に関すること。</p> <p>八 （略）</p> <p>九 <u>文京区学校給食施設安全衛生委員会</u>に関すること。</p> <p>文化財保護係～課務担当主査 （略）</p> <p>学務課～児童青少年課 （略）</p> <p>第八条 （略）</p>

付 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。